

司法試験委員会会議（第109回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成27年3月27日（金） 13:30～15:10

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）山口 厚
（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，土屋美明，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）
- 司法試験委員会幹事（議題（7）のみ出席）
西山卓爾司法法制課長
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
小山太士人事課長，是木 誠人事課付（幹事兼任），滝口正信試験管理官

4 議題

- (1) 平成27年司法試験の出願状況について（報告）
- (2) 平成27年司法試験及び司法試験予備試験短答式試験における受験特別措置について（協議）
- (3) 平成27年司法試験考査委員等の推薦について（協議）
- (4) 平成27年司法試験予備試験の実施について（協議）
- (5) 平成27年司法試験予備試験の試験場について（協議）
- (6) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
- (7) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）
- (8) その他
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 平成27年司法試験予備試験の試験場（官報）
- 資料2 幹事による報告資料
- 資料3 平成27年2月13日付け富山県弁護士会作成の「司法試験合格者数の削減を求める決議」
- 資料4 平成27年2月19日付け岐阜県弁護士会作成の「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める会長声明」
- 資料5 平成27年2月21日付け仙台弁護士会作成の「適正な司法試験合格者数への減員を求める決議」
- 資料6 法曹養成制度改革顧問会議第16回 議事録

6 議事等

- (1) 平成27年司法試験の出願状況について（報告）
 - 事務局から、平成27年司法試験の出願状況について報告がなされた。
- (2) 平成27年司法試験及び司法試験予備試験短答式試験における受験特別措置について（協議）
 - 事務局から、司法試験及び司法試験予備試験短答式試験の受験特別措置の申出について説明があり、協議の結果、視覚障害又は肢体障害等のある各試験の受験者に対し、試験時間の延長、文字式解答等の措置を講じることが決定された。
- (3) 平成27年司法試験考査委員等の推薦について（協議）
 - 平成27年司法試験考査委員及び平成27年司法試験予備試験考査委員として別紙1記載の者を、平成27年司法試験考査委員として別紙2記載の者を、平成27年司法試験予備試験考査委員として別紙3記載の者をそれぞれ法務大臣に推薦することが決定された。
- (4) 平成27年司法試験予備試験の実施について（協議）
 - 平成27年司法試験予備試験用法文に登載する法令について協議がなされた。
- (5) 平成27年司法試験予備試験の試験場について（協議）
 - 事務局から、平成27年司法試験予備試験の試験場の選定について報告がなされた。
 - 司法試験法第7条に基づく平成27年司法試験予備試験の場所の公告は、資料1のとおりとすることが了承された。
- (6) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
 - 平成27年度の司法試験受験特別措置検討会委員について、4名に委嘱することが決定された。
- (7) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）

（◎委員長，○委員，□幹事）

- 前回報告した事項のうち、司法試験論文式試験における最低ライン点の在り方について補足説明する。資料2を御覧いただきたい。こちらは、過去の司法試験における科目ごとの最低ライン点未滿者の数、最低ライン点未滿者の実人員数等を記載したものである。一番下の段には、最低ライン点未滿の点数の科目が1科目でもあった者につき、総合評価を行った場合の総合点が合格点を上回っていたものの、最低ライン点という制度があったために不合格となった者の数を記載している。幹事の間では、最低ライン点という制度が必要であるか、現在の最低ライン点である25%というラインが適正であるかなどを検討する際には、最低ライン点が実際にどのように機能しているかを把握した上で議論する必要がある、これらの数値を公表して、それを前提にしつつ議論を進めることが適切ではないかという意見で一致した。もちろん、この数値から一義的に結論が導き出されるものではなく、評価は様々であると思うが、検討の前提となった客観的数

値として公表しておく必要があるのではないかという趣旨である。幹事による議論においては、現在の最低ラインが高いか低いかという点より、科目ごとに人数のばらつきがあることが問題であり、それゆえに出題の在り方等に関する検証を充実させる必要があるなどという指摘などが出ている。補足説明は以上である。

- ◎ 追加で報告いただいた事項も含め現段階において特に意見があれば伺いたい。

まず、実施日程についてであるが、幹事の報告では、「短答式試験と論文式試験の先後関係はどうすべきか」、「短答式試験と論文式試験との間を1、2週間程度空けるなどして受験者の負担感を軽減するという案についてどう考えるか」という点を中心に検討いただいております。受験者に対するアンケート結果等を踏まえ、最終的には、実施日程に変更を加えることについては慎重であるべきとの意見で一致したということであった。この点につき御意見があれば伺いたい。

- 受験者の意見を見ても、試験の日程が変わることに対する警戒心というか、むしろ試験の日程はむやみに変えないでもらいたいという意見が相当数あると思うので、結論的に、幹事による検討の方向で良いのではないかと思う。しかし、短答式試験の科目が憲法、民法、刑法の3科目になり、今後運用をしていく中で、より良い試験日程の在り方があるかもしれないので、一定の時期にはもう一度検討するということが必要だと思う。
- ◎ 他の委員からは特に御発言はないが、実施日程については、幹事による報告のとおり、平成28年以降も特に変更する必要はないという意見でよろしいか。

(一同了承)

- ◎ それでは、そのような考え方を基本として今後も当委員会で議論を進めていきたい。

次に、短答式試験の在り方について、当委員会では、既に、昨年7月29日、「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない」との方向性を決定している。もっとも、前回の幹事の報告では、ヒアリングの場などにおいて、「短答式試験科目が憲法・民法・刑法の3科目となったことに伴い、出題の難度が増すのではないか」という懸念などが示されていたとのことであった。短答式試験の点について何か意見があれば伺いたい。

- 日本弁護士連合会における議論などでも、短答式試験の科目が憲法、民法、刑法の3科目となった後、出題の難度が増すのではないかという危惧が指摘されているものと承知している。そういう状況の中では、出題に関する従前の基本方針を維持するということをメッセージとして繰り返し受験者に伝えていくことが重要だと考える。その意味において、昨年7月の司法試験委員会の決定の方向を堅持するということが良いのではないか。また、短答式試験の出題については、現状において比較的高い評価を得ていると思うが、更に良いものにしていくためには、出題方式や出題内容につき科目を横断して工夫をしていく方法について、当委員会でも議論を継続していく必要があるのではないかと思う。
- 短答式試験に関しては、個人的な意見であるが、一定程度過去問を利用しても良いのではないかと考えている。旧司法試験において短答式試験の問題数が90問の時期があったが、当時、過去に出題された問題と同様の問題が繰り返し出題されることがあったと記憶しているし、そうであったがゆえに短答式試験の役割を果たしていなかったかという点、十分に果たしていたと思う。短答式試験において過去問が繰り返し出題された場合でも、押さえるべき事項は確実に押さえておくという勉強の仕方をさせることになり、それには相応の意味があるのではないかと思うので、この点につき司法試験委員会

や考査委員会議などでも継続して検討することをお願いしたい。

- 今の御意見については、幹事が考査委員と意見交換をした際にも同様の指摘があった。その際には、例えば、過去問だけ勉強すれば短答式試験に合格できるというような風潮を助長する必要はないけれども、良問は良問として取り扱うことは構わないのではないかという指摘などが出ていた。幹事の間では、このような考え方について、今後も考査委員との間で意見交換を図っていく必要があるのではないかという議論などを行っている。
- 議論されている点については、恐らく、単純に過去問を使うかどうかというよりも、基本的な問題を出せば、必然的に同じような問題が出てくるということなのではないか。
- 短答式試験の出題の在り方に関しては、一部から今後の出題方針に対する懸念が示されているようである。もっとも、当委員会としては、これまでの出題方針を維持していくという方針を既に決定しており、考査委員会議においても、同内容の申合せをしているので、考査委員の方々には、その方針を踏まえた出題を心掛けていただくということではないか。
- ◎ 短答式試験に関しては、前回の委員会において、幹事から、出題の在り方等を検証する体制について議論が進められているという報告があったが、論文式試験についても共通する事柄なので、先に進めたいと思うがよろしいか。

(一同了承)

- ◎ 論文式試験の在り方に議論を進めたい。幹事からは、試験時間については、受験者に対するアンケートなどで時間不足を指摘する声はあるものの、全体としての試験時間がこれ以上長くなることは相当でないという点で意見が一致しており、配点については、特に変更の必要性は認められないという意見で一致しているとの報告があった。これらの点について、特に御意見等はあるか。

この点については、各委員は幹事の報告と同じ意見であるということによろしいか。

(一同了承)

- ◎ 次に、論文式試験の出題の在り方に移る。幹事からは、考査委員に対するアンケートにおいて、「時間不足になっている受験者が多いと感じる」との回答が相当数あったことや、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいて、過度に事務処理能力を要求する出題が一部にあるのではないかという指摘があったことなどを踏まえ、様々な議論をしているという報告があった。なかなか難しい問題であると思うが、出題の在り方に関し、意見があれば伺いたい。

まず、幹事の間では、「考査委員に受験者の能力を適切に測ることができるような出題の工夫を継続してもらう必要があるけれども、全科目・分野に共通して特定の方向性を義務付けることは相当でない」という考え方が共通認識となってきたということであったが、この点についてはどう考えるか。

- 出題方式等については、科目や分野ごとの特性もあるし、各年の出題によっても違いが出てこざるを得ないところがあると思うので、幹事の共通認識については、そのとおりだと思う。
- ◎ 幹事からは、「出題の工夫の趣旨や効果につき、実際の試験結果を踏まえてきちんと検証され、それが科目横断的に認識共有されることが重要である」という視点も提示されていたが、この点についてはどう考えるか。
- その点については指摘のとおりであり、全科目一律に論点を増やすとか減らすという

ような話ではなく、実際の出題内容を踏まえた具体的な議論をしていく必要があるのではないか。幹事の間では、「科目横断的」とか「横串を刺した」という言い方で議論がなされていたが、そのような検証を実現するには、考査委員の間でシステム化された体制を作ってもらふことが必要だと思う。また、日弁連、法科大学院協会、多くの研究者、実務家などから、出題の在り方等について色々な形で問題提起がなされたり、こういう出題にしたら良いのではないかという提言がなされているので、そのような外部の意見も十分参考にしながら検証を進めることができるような体制を作っていただきたい。

個人的な意見ではあるが、一つの例として、それなりに論じるべき事項が多い中身が濃い論点について出題がなされている場合において、それとは直接関係がない付随的な論点についても出題がなされたりすると、受験者において時間不足になってしまうのではないかと感じることもある。実務上現実に問題となり得るような事項を中心として、内容が濃い部分のみを出題するなどという方法が十分あり得るのではないか。また、アンダーラインを活用してその部分につき論じることを求めるなどといったコンパクトな出題とすることにより、論じるべき事項を絞り込むことができ、受験者の能力をしっかりと測っていくことができるのではないかと感じることもある。さらに、法律実務家となるべき者の能力を測る試験であるので、当事者としてどのような措置を講じるべきかというような観点からの出題は適切であり、そのような視点を加味した出題がもっとあって良いのではないかとも思う。指摘した事項は一つの意見であるが、実際に出題された問題を前提にして、より良い出題の在り方について具体的な議論をしていくことが必要であり、そういったことを可能としていくような科目を横断した議論・検証の場をこれまで以上に整備してもらいたい。

- 考査委員における採点の負担は相当であると思うが、採点を実際に行っている間には、出題方法の適否や相当性につきいろいろ感じることもあると思われるので、採点が終わった頃に考査委員が集まって意見交換をしたり、翌年に向けた構想を語り合うようにすると、かなり実のある意見交換ができるのではないかと思う。採点期間は、採点に没頭しつつ他の仕事も同時並行して行うという負担が多い時期であるので、そういうところに十分エネルギーが振り向けられないという面はあるかもしれないが、工夫の余地はあるのではないか。
- ◎ いずれにしても、良い出題としていくためには、考査委員に引き続きの努力をお願いする必要がある。その具体的方法については引き続き幹事による検討をお願いしたい。次に、最低ライン点の在り方に移る。この点については、本日、幹事から資料2に基づき追加の報告があり、最低ライン点という制度があったために不合格となった者の数を公表した上で議論を進めたらどうかという提案があった。この点も含めて意見を伺いたい。
- 最低ライン点の制度が原因で不合格となった者の数を見てどう評価するかは、いろいろな見方があると思うが、いずれにせよ、こういう客観的な数値は、公表した方が様々な議論がしやすいものとする。
- 同じ意見である。
- 昨年の試験において最低ライン点で不合格になった者が突出して多かったのではないかと懸念が出ていると聞くことがあるが、過去にも総合点では合格ラインに達していたが特定の科目で最低ライン点をクリアできなかったために不合格になったケースは存在しており、そのことは資料2の数値を見れば分かるので、こういった情報は明らかに

なっている方が良い。いずれの科目においても、最低限法曹として必要とされる知識なり能力なりというものはあるはずであろうし、そういった点はチェックをしているということを示す上でも、最低ライン点の制度は必要ではないか。

- 最低ライン点については、その仕組みがあることで、出題内容が難し過ぎるのではないとか、出題内容としてどうであるかというような点を、出題する考査委員において十分検討する動機付けになる部分もあるのではないか。いずれにせよ、仕組み自体は維持して良いのではないかと考えている。
- 考査委員においては、採点を始めた結果、出題の際に想定していたところと解答状況がかなり異なっているような場合には、受験者の能力を適切に判別するため、採点の方針について一定の見直しをすることもあるのが通例と思われる。それにも関わらず相当数の最低ライン点未滿者が生じる場合については、受験者の質の問題、年による出題内容の違い、法科大学院の教育との関連性など様々な要素が影響しているはずであるので、直に出題や採点のやり方に問題があるということではないものと考えている。最低ライン点の在り方を議論する際には、そういった点も踏まえて議論を進めるべきである。
- 最低ライン点の制度をどうすべきかということは今後も議論していく前提として、最低ライン点というものが、どのような趣旨であり、どのような運用をされることを想定しているのか確認した上で出発していくべきだと思う。総合点でいくら良い点であっても、1科目について非常に学力が低かったり、知識がないという場合でも合格させてしまうと、その科目は捨てる構わないというような風潮になりかねないという懸念はある。法科大学院の教育では、全ての科目についてしっかりと勉強してもらおうということをやっているのだから、司法試験においても、1科目は突出して良くないけれども、それでも構わないということにはならないように受験者には努力してもらいたい。そういう意味で、最低ライン点の制度は意味があると思う。もっとも、最低ライン点というのは、あくまでそのようなレベル、すなわち突出して出来が悪いというようなレベルだという点も意識する必要がある。出題の方法によって一定の誘導等があれば書ける場合であるけれども、出題の表現等が原因で必ずしもうまく当てはまるように書けず、そのために点数が低くなるという場合もあり得ると思うので、出題の在り方とセットにして議論していただきたい。
- ◎ 委員から指摘がなされた事項も含めて今後も幹事による検討を進めていただきたい。次に、成績判定の在り方に移る。幹事による報告では、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングの中で、答案をA B C Dというように段階的に評価する方式についての提案がされたということであった。一方で、幹事の間では、司法試験の現状に照らすと、そのような仕組みを導入することはなかなか難しいのではないかと意見が多く示されているようであった。法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングの中で、論点積上方式のような評価の仕方になると、受験者に内容は浅くても満遍なく論述するという方向性を採らせることになってしまうのではないかなどという危惧が示されており、それに対し、考査委員からは、論点を指摘しているか否かだけではなく、答案を全体として評価し、論述の緻密さの程度や構成の適切さに応じて評価を加えるなどの工夫をしているなどといった意見が示されていたとの報告もあった。これらの成績判定の在り方について御意見があれば伺いたい。
- A B C Dというように段階的に評価する方式を要望される気持ちも分かるが、採点をする側に身を置いたときに、どれくらい可能なのか考えると、現実的にはかなり難しい

のではないか。

- 確かに、実際にAやBなどと振り分けていくに際し、その基準をどう設定するのかという点が一番深刻な問題として出てくるのではないかと思われる。
- 同意見である。実際に採点に当たるとしたら、結局のところは、仮に4段階に振り分けるにしてもボーダーラインで上に位置するのか下に位置するのか、あるいは、先ほど議論が出ていた最低ラインぐらいの人たちが、その最低ラインを越えるのか越えないのかといったようなところは結局点数評価をしないことには対応できないのではないかと思う。A B C Dの四つに振り分けるということは一見可能なような気もするが、最終的な技術的な困難さをクリアできないのではないかと思う。
- 採点を大雑把にするような見方をされることは相当ではなく、なかなか難しいとは思う。しかし、逆の意味での誤解がないようにきちんとしたメッセージは伝えておく必要がある。過去に予備校がやっている答案練習の採点基準を目にしたことがあるが、この点に触れていたなら何点というような極めて細かいものであった。実際の司法試験も全く同じではないかと誤解されると、何でも良いからあらゆる論点に触れておこうということばかりに神経を向けてしまう受験者を生んでしまうのではないかと危惧する。幹事と考査委員の意見交換において同席して聴いた限りでは、科目ごとに採点方針に一定の違いはあるようであるが、一般的には、単純にこれに触れられていれば何点というような細かい設定をする訳ではなく、ある程度まとまった論点ごとに整合的に説得力をもって論じられているかを評価するという手法がベースとなっているものと理解した。また理論力や分析力で優れているところがあればそれを評価するとか、説得力がある文章であることを評価するという部分も各科目においてほぼ共通であると認識している。一つの事例から予想される結論において、例えば、何罪が成立するといったような点につき違う結論が出る場合もあるが、違う結論であったから零点になってしまうのではなく、それがきちっと論理的なプロセスを経て分析がされていけば、ある程度評価されるようになっていないかと思う。今年の採点実感の民法の中に、「採点項目ごとの評価に加えて、答案を全体として評価し、論述の緻密さの程度や構成の適切さの程度に応じても点を与えることとした。これらにより、ある設問について法的思考能力の高さが示されている答案には、別の設問について必要な検討の一部がなく、そのことにより知識や理解が不足することがうかがわれるときでも、そのことから直ちに答案の全体が低い評価を受けることにならないようにした。」と書いているが、このような対応は大方どの科目でもやっているように思う。そういう意味で、適切な採点方針となるよう考査委員は努力しており、実際にそのような運用をしていることが、正しく受験者に伝わるような工夫が必要だと思う。採点の在り方の両極端である論点積上方式と大雑把な採点の両論を対立させて、こちらが駄目でこちらが良いという議論は実は相当でないのではないかと感じており、重要なことはいかなる答案が高く評価されるのかというような点を正確に伝えていくことではないかと感じている。
- 指摘がなされた点は、結局は、出題趣旨や採点実感のメッセージの内容をどのようなものにしていくか工夫の余地があるということだと思う。
- ◎ 御指摘の点を含めて幹事による検討を続けていただきたい。関連する指摘が出たので、出題趣旨や採点実感の在り方に移る。幹事による報告では、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいて、参考となる答案や採点の基準を公表すべきではないかという意見などが示されており、それらの意見が、現在の出題趣旨や採点実感が受験者に対

する正しいメッセージとなっているかという観点に基づく問題提起であったことから、出題趣旨や採点実感の在り方全般について議論がなされたということであった。この点については、幹事において議論を継続しており、明確な方向性を決定した訳ではないとのことであったが、現段階で特に御意見があれば伺いたい。

- 出題趣旨や採点実感に個別具体的にこう書くべきだというような議論ができるかといえば、それは科目・分野や出題内容により変わってくることで難しいと思う。そういう意味では科目横断的な検証を行っていく仕組みの中で、出題趣旨や採点実感もより良いものにしていただくことがベースだと思う。その中で、どのような議論をしてほしいのかという点であるが、例えば、昨年の採点実感で一番長いものが11ページ、一番短いものが3ページであり、その間のものも含め分量も書き方も多様であると感じた。これは、科目や分野の特性という部分も一定程度あると思うが、出題趣旨や採点実感をどうしたものとして作ってメッセージとして出していこうかという考え方の違いも一部にあるように感じている。一方には、こういう答案の書き方や結論が正解なのだからそれを書き写すことが大事だという誤ったメッセージを発することは相当でないため、記載内容は抑制的なものとするという考え方があるように思う。これに対し、単なる正解思考、結論さえ覚えれば良いというのではなくて、事案を解析する能力とか理論的な思考力、法解釈適用能力が大事だということをメッセージとして具体的に発するためには、より詳しく具体的に出題趣旨や採点実感を記載すべきだという考え方もあると思う。出題趣旨や採点実感の記載内容については、こういう観点でこのように工夫したということ正面から審査委員の間でも議論してほしいと思うし、この委員会やその他のもっと開かれた場においても、そのこと自体を議論していく必要があるテーマではないかと考えている。個人的には、詳しく具体的に出題趣旨や採点実感を記載したとしても、記載内容に留意すれば、単なる正解思考だとか、いわゆる旧司法試験の時代に言われた論点吐き出し型や論証ブロックの丸写しをするような受験者を増やしてしまうことに結びつくことはあり得ないと思う。科目によっては、あり得る結論がいくつか構成があるということ前提に採点実感が書かれており、それぞれの構成になるには、このような事実をとらえてこのように考えていくべきといったことや、こういうプロセスを経るとこういう結論に至るということをかなり詳しく説明しているものもある。そういうことをしっかりと伝えられれば、この問題が出たら結論として何々説でなくてはいけないとか、この法的構成で論述する答案が正しいとかということ覚えていても全く無意味であり、事案を分析して問題点はここにあるということ把握し、しっかり考えられる力を身につけていくことが必要だと受験者が認識することに繋がるのではないかと感じる。そういう意味では、受験者や法科大学院の教員に対しても、出題趣旨や採点実感を充実した方が、より適切なメッセージを発することに繋がるのではないかと感じている。審査委員には大きな負担であると思うが、複数の見解があり得ると指摘しながら、どういう場合にはどういう判断になるのかという点に関する言及が十分なされておらず、一方で、一部の論点を取り上げて、指摘を欠くものは低く評価されざるを得ないということを強調する記載になってしまうと、受験者に対し、とにかく何か触れておかなければならないのではないかとメッセージを与えてしまうことになりかねないと思う。そのような受け止め方が誤解であるとしても、結果としてそのようなメッセージとなってしまうことは相当でないので、今後もより良い出題趣旨や採点実感、あるいは出題の在り方に繋がるように、検証等の在り方を真正面から議論してほしい。

- 科目横断的な検証をしていく体制については、これから具体的にどのようなものにしていくのか、幹事において検討をしていくことになると思うが、将来的には司法試験委員会でも議論していく必要があると思うので、留意すべきではないかと考えていることを3点ほど申し上げたい。一つ目は、全体を見渡せる横断的な議論をするにふさわしい人選をしてほしいということである。あまりに人数が多いと議論が充実しないので一定程度コンパクトにしないといけないという面はあるが、他方で全体を見渡さないといけないという部分があるのではないかと思う。二つ目は、人数的には技術的な議論ができる10名前後とし、実質を重視する仕組みを考えていただきたい。三つ目は、弁護士についても責任をもって司法試験や法曹養成の一翼を担うということが必要だと思うので、弁護士の考査委員等も検証の体制の中に加えていただき、より主体的に司法試験の在り方について分かち合っていくような体制を考えてもらいたい。
- 過去の自らの経験から考えると、出題趣旨や採点実感を公表すること自体が非常に進歩したと思う。かつては、ブラックボックスにあったようなものをオープンにして、それをきちんとメッセージとして伝えるという面では、法曹養成という中においても非常に大きな役割を果たしていると思う。そういう中で、科目間の相違の中で意味がない部分があるのであれば、意見交換しながら同じようなものにしていく工夫は必要だと思うが、逆に、科目の特性とか問題の特性によって一定のばらつきが出るのはやむを得ず、むしろあって当然とも思う。もう一つは、当然受験者に対するメッセージなので、どういう受け止め方をされるのかということは考えなければいけないし、特にこれが答案作成の指導のために公表している訳ではないというところを意識しておく必要があるので、その辺も科目ごとに十分工夫していただきたい。いずれにしても、以前のことを考えると情報発信としてはかなりのものが出されているので、ここから更に有効なものにしていくという工夫を考査委員の方々にはお願いしたい。
- ◎ 御指摘の点も含め、今後も幹事による検討を進めていただきたい。幹事からは、そのほか、受験者に対する成績通知を拡充することに関する検討が行われているとの報告があった。その他の点も含め司法試験の方式・内容全般について御意見があれば伺いたい。
- 合格答案や優秀答案の公開を求める声があるとのことであったが、個人的には消極に考える。採点実感等にしっかりと考え方を記載してもらえばそのような必要性はない。仮に司法試験委員会として合格答案とか優秀答案のようなものを公表することとすると、それが一種の誘導的役割を果たしてしまって、論点を単純に積み上げていくような論述を助長するような状況も生じかねないので、今後も議論されることだと思うが、あまり賛成できない。
- 成績通知の在り方は、公法系、民事系、刑事系という形で通知しているのを設問ごとのランク等も併せて通知するというのであれば、一つの在り方ではないかと思う。例えば、民事系の中でもよくできなかったのが民法に関する分野なのか商法に関する分野なのかというような点は、受験者にとっても分かった方が良く思う。
- ◎ 本日の意見交換の状況も踏まえ、幹事には今後も検討をお願いしたい。

(8) その他

- 事務局から、富山県、岐阜県及び仙台の各弁護士会から司法試験委員会等宛てに送付された資料3から資料5について報告がなされた。
- 事務局から、法曹養成制度改革顧問会議の開催状況及び協議状況について資料6に基

づき報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

○ 次回の司法試験委員会は、平成27年6月3日（水）に開催することが確認された。

（以上）

平成 27 年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員候補者

加藤 経将	憲法	東京地方検察庁検事
辻 昌文	民法	法務総合研究所教官
安井 一之	刑法	岐阜地方検察庁検事
石井 寛也	刑法	徳島地方検察庁検事
伊藤 栄二	刑事訴訟法	法務省刑事局総務課長
山口 温子	刑事訴訟法	東京地方検察庁検事
江幡 浩行	刑事訴訟法	横浜地方検察庁検事

平成 27 年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の職を解く者

水庫 一浩	民法	法務総合研究所教官
青木 裕史	刑法	司法研修所教官
橋本 ひろみ	刑法	司法研修所教官
松下 裕子	刑事訴訟法	法務省刑事局国際課長
福田 あずみ	刑事訴訟法	司法研修所教官
丸山 秀和	刑事訴訟法	司法研修所教官

平成 27 年司法試験考査委員候補者

乙 部 竜 夫 租 税 法 法務省大臣官房参事官

平成 27 年司法試験考査委員の職を解く者

藤 谷 俊 之 租 税 法 法務省大臣官房租税訟務課長
東 山 太 郎 労 働 法 法務省刑事局参事官

平成 27 年司法試験予備試験審査委員候補者

神 作 裕 之	商 法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
東 山 太 郎	法律実務基礎科目 (刑事)	法務省刑事局参事官

平成 27 年司法試験予備試験審査委員の職を解く者

中 村 功 一	憲 法	法務省刑事局付
石 山 宏 樹	法律実務基礎科目 (刑事)	東京大学大学院法学政治学研究科教授